



## 宇城市特定不妊治療費助成事業のご案内

宇城市では、不妊治療のうち、体外受精、顕微授精を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するために、夫婦1組につき1年度あたり8万円を限度に助成します。  
ただし、治療にかかった費用から「熊本県特定不妊治療費助成事業」で受けた助成金を差し引いた額が8万円に満たない場合はその額の助成となります。

### 【対象者】

次の全てに該当する方

- (1) ご夫婦のどちらかが、宇城市に住民票がある方
- (2) 「熊本県特定不妊治療費助成事業」の助成の承認を受けた方
- (3) 宇城市外の市町村で特定不妊治療の助成を受けていない方

### 【申請に必要なもの】

- (1) 熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し
- (2) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- (3) 領収書（指定医療機関発行のもの）の写し
- (4) 印鑑（認印可）
- (5) 申請する人の通帳の写し

※ (2)(3)は、県に提出する前にコピーをしておいてください。

### 【申請上の注意】

※ 平成30年4月1日以降に治療を行った特定不妊治療が対象となります。

※ 熊本県特定不妊治療費助成事業により助成の承認を受けた日から、6ヶ月以内に申請してください。詳しいことは、下記までご連絡ください。

※ 申請書類は、宇城市のホームページでもダウンロード出来ます。

問い合わせ先

熊本県宇城市松橋町松橋396番地1

宇城市健康福祉部健康づくり推進課

(宇城市保健福祉センター内)

TEL 0964-32-7100

(裏面)

次の①から⑤の質問にお答えください。すべて「はい」に○がついた方は、申請できます。

① ご夫婦のどちらかが宇城市に住民票がありますか？

はい ( ) いいえ ( )

② 平成30年4月1日以降に行った治療ですか？

はい ( ) いいえ ( )

③ 熊本県特定不妊治療費助成事業による助成の承認を受けていますか？

はい ( ) いいえ ( )

④ ③の承認通知書に記載してある承認日は、6ヶ月以内のものですか？

はい ( ) いいえ ( )

⑤ 宇城市外の市町村で特定不妊治療の助成を受けていませんか？

はい ( ) いいえ ( )